# 自主避難」とは

避 難情報が発令される前

たっては、

次の事項をお守り

また自主避難所の利用にあ

オなど)を持参してくださ 要なもの(携帯電話・ラジ

小野町

りませんので、

各自であら

かじめ1日分の食料・飲料

水を準備し、

情報収集に必

②一時的な避難場所であるた

食事や寝具の提供はあ

を知らせておいてくださ

には、 があります。 避難について知っておく必要 さんにお知らせします。 イトなどを通じて、 行政無線や町の公式ウェブサ 所が開設された際には、 ブックもご覧ください。 ムーズに自主避難を行うため |布した小野町防災ガイド 日頃からの準備や自主 併せて、 町民の皆 防災

自主避難を行う場合

だく場合があります

)夜間は、移動に危険が伴

ますので、明るいうちに行

家族や知人に居場所

## 「自主避難所」とは

とをいいます。 ※自主避難所は、 時的に提供される避難所のこ 災害の危機が去った場合 難場所を提供するもので、 になります。 退所していただくこと 時的な避

自主避難される方々に、

町が自主避

難所を開設します。 予想される場合、

自主避難

河川の氾濫や土砂崩れなどが

震や台風などが発生し

とおりです

関する詳細については、

次の

険を感じ、

自分の判断で避難

することをいいます

小野町における自主避難に

で、

自宅での待機に不安や危

(3)施設敷地内では、

煙はできません。 してください 合は、 飲 酒

齢)を記入してください。 安全確保に十分注意

てください。指示に従わない ②施設敷地内を移動される場 ては、ただちに退所していた 方や迷惑行為を行う方につい 職員の指示に従うとと 施設の使用ルールに従 喫

ください

①所定の避難者名簿に必要事 項(氏名・性別・住所・年

### 国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ 令和元年台風第19号により被災された被保険者が 受診した際に医療機関へ支払う一部負担金を免除します

#### ■対象者

国民健康保険または後期高齢者医療加入者で次のい ずれかに該当する方

- ①住宅の全半壊、全半焼、床上浸水 (床下浸水は除く) またはこれに準ずる被災をされた方
- ※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口に口 頭で申告してください。
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われ た方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止または休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### ■免除対象期間

令和元年10月12日から令和2年1月末日診療分まで

#### -部負担金免除の方法

医療機関などの窓口で「台風第 19 号により左記の ①から⑤のいずれかに該当する旨」を申告してくださ い。

※後日、加入している保険者から確認を行うことがあ ります。

#### ■注意点

入院時の食費・居住費などの自己負担分は免除の対 象となりません。

国民健康保険および後期高齢者医療以外の健康保険 (社会保険など) に加入している方は、ご自身が加入 している保険者にお問い合わせください。

- ₿町民生活課 **2** 72-6933
- ●福島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 024-528-9024